

大津市生活道路拡幅整備推進事業

事業協力する？しない？ 進め方の違い

拡幅協議書の提出

<協議の選択肢>

- ア 拡幅整備事業に協力する。→①寄付、②自主管理
イ 拡幅整備事業に協力しない。→③
ウ 拡幅整備の対象外 ※すでに4m以上ある場合
エ 拡幅整備事業により拡幅済み

事業協力する ①【寄附する】

※大津市が公衆用道路として「整備」、「管理」します

拡幅用地を寄附していただける場合

拡幅用地の測量・登記	大津市が行います。
拡幅用地内の 支障物件の撤去・移設	申請者で行っていただきます。 費用の一部を助成します。
隅切り用地	隅切り用地を寄附していただいた場合、奨励金を交付します。
拡幅用地の整備工事	大津市が行います
拡幅用地の維持管理	大津市が行います

(注) 整備方法は、道路管理者が定める施工基準となります。また、その土地の形状によって施工内容や完成までにかかる期間は大きく変わります。

事業協力する ②【自主管理】

※土地所有者の方に公衆用道路として「整備」、「管理」をしていただきます。

拡幅用地を自主管理する場合

拡幅用地の測量・境界確定 など	申請者で行っていただきます。 (助成はありません)
拡幅用地内の 支障物件の撤去・移設	申請者で行っていただきます。 (助成はありません)
隅切り用地	申請者で行っていただきます。 (奨励金はありません)
拡幅用地の整備工事	申請者で行っていただきます。 費用の一部を助成します。
拡幅用地の維持管理	申請者で行っていただきます。 (助成はありません)

(注) ・整備方法は、道路管理者が定める施工基準となります。
・機能保全誓約書の提出が必要です。

事業協力しない ③

セットバックのみ

(道路とフラットにして、
セットバック用地は個人で
所有・管理する)



事業内容はこちら
大津市ホームページ

■大津市生活道路拡幅整備推進条例では、生活道路(※)に隣接する敷地において建築確認申請を行う場合、建築確認申請の30日前までに「拡幅協議」を行うことが義務付けられています。

(※)生活道路とは、下記にあてはまり「大津市道」の認定を受けている道路です。

建築基準法第42条第2項に規定する道路、又は幅員4m未満で、複数の居住用の建物の敷地が隣接している道路

■助成金の額等については、大津市生活道路拡幅整備推進条例施行規則第11条第1項に規定する額となります。